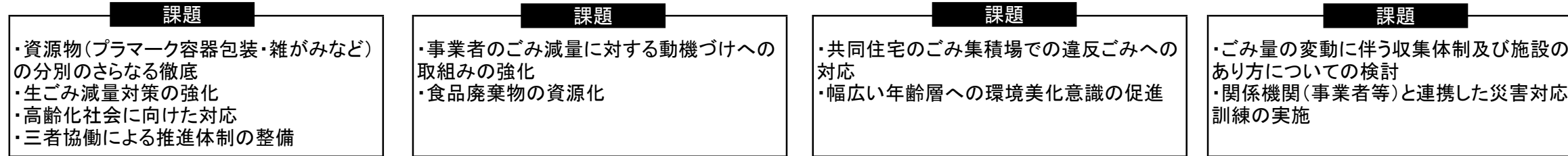
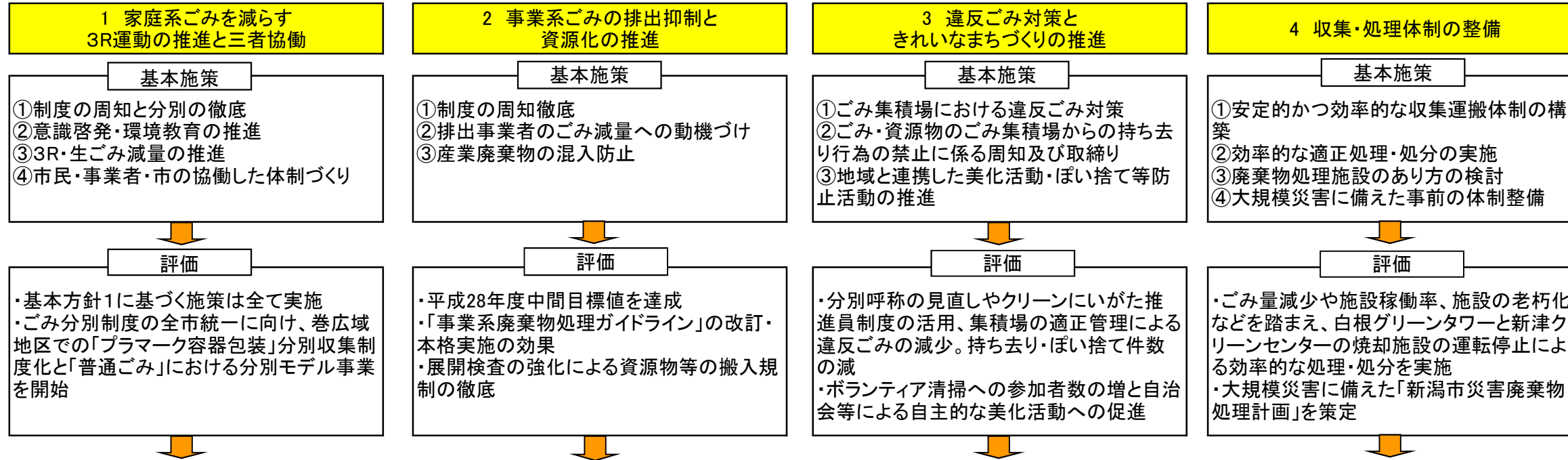


# 現計画における今後の重点課題

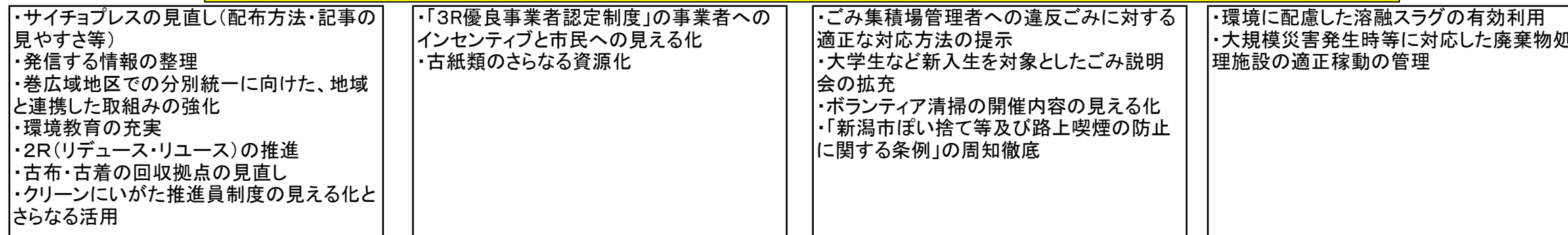
資料1

基本理念：市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市

## 一般廃棄物処理基本計画 4つの基本方針



## 清掃審議会における主なご意見



## 最終目標年度までの重点課題

①家庭系ごみのさらなる減量

②事業系ごみの減量・資源化

③ごみ量の減少に伴う、効率的な処理体制の確立

④災害対策

**基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働**

資料1別紙

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本施策1 制度の周知と分別の徹底	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 情報提供の充実</p> <p>広報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供するほか、ごみ減量検定など市民が関心を持てるような工夫を継続して行います。その際は分かりやすさに配慮し、より効果的な内容となるよう努めます。また、ごみ処理コストや計画の進捗状況などについて広く情報の共有化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行（H25：年4回⇒年5回） <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞折込み 27万8千部</li> </ul> </li> <li>市報や民間雑誌を活用した広報</li> <li>ごみ分別検索サービス「サイチョDEサーチ」の運用（H26.3開始）</li> <li>ごみ分別アプリの公開（H27.3開始）</li> <li>ごみ減量検定の実施</li> <li>ごみ分別百科事典の全世帯配布（H25）</li> <li>ごみダイエツ読本の作成</li> <li>ごみ減量・リサイクル推進月間の取組み（早朝巡視・チラシ回覧等）</li> <li>ごみ収集カレンダー・年末チラシの全戸配布（毎年）</li> <li>各種イベントへの参加、ごみの出し方よろず相談を行う「ナジラテ屋」の出版</li> <li>市民向け「市政さわやかトーク宅配便」への職員派遣、ごみ処理施設の見学会実施</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別アプリダウンロード数 延べ13,657件（H27末）</li> <li>ごみ減量検定応募者数 2,520人（H27）</li> <li>ごみ減量・リサイクル推進月間における取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>早朝巡視数 330ヶ所、啓発チラシ回覧 2,071自治会（H27）</li> </ul> </li> <li>事業効果が薄れてきたため、事業見直し（H28）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイチョプレスは新聞折込みにより配布しているが、新聞購読者数が減少していることから、幅広い年齢層を対象とする発行方法の検討が必要</li> <li>分別検索サービスやごみ分別アプリの利用者拡大の検討が必要</li> <li>ごみに関する知識を再確認できるごみ減量検定は、応募者の年齢層に偏りがあるため、今後応募方法の充実化を図り、幅広い年齢層からの参加を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源とごみの情報紙「サイチョプレス」について <ul style="list-style-type: none"> <li>市民だけでなく、事業者に対しての周知徹底も必要である</li> <li>アプリ（Webによる無料配信サービス）を活用した周知方法の検討（例：市報にいがた「マチイロ」「マイ広報紙」）</li> <li>自治会、町内会を経由した全戸配布</li> <li>分かりやすく見やすい紙面への工夫（高齢者向け対応）</li> </ul> </li> <li>制度の周知について <ul style="list-style-type: none"> <li>「家庭ごみ収集カレンダー」の配送とあわせた情報提供（年度末に各世帯に自治会等を経由してカレンダーを配布）</li> <li>発信する情報の整理とパンフレットの簡素化</li> <li>普及啓発の継続実施</li> <li>多様な広報媒体を活用した周知について、評価している</li> </ul> </li> </ul>	△	○
<p>2 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応</p> <p>現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、より分別に取り組みやすいよう周知方法を工夫します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に呼称変更したプラマーク容器包装と特定5品目について、分別パンフレットとシールを作成</li> <li>転入者向けお試し袋（計44枚）の配布 7,780セット（H27）</li> <li>大学・専門学校生向けに学生パンフレットを作成、新入学生への配布及びオリエンテーションでの説明実施 説明会33回、パンフレット配布数10,425部（H27）</li> <li>不動産業者を介した転入者へのごみ収集カレンダーの配布</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（呼称変更）分別パンフレットや学生向けパンフレットを、出前講座やイベント、説明会時に周知することで、ごみ分別制度の周知に繋がった</li> <li>転入届時にお試し袋を配布することで、市のごみ分別ルールを周知することができた</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分別ルールがわかりにくいプラマーク容器包装や雑がみ、特定5品目などは、現在も燃やすごみや燃やさないごみに含まれているため、今後も周知徹底が必要</li> <li>有料指定袋導入の市町村が増えたことで、転入者の指定袋に対する理解が得られやすくなったため、お試し袋配布の見直しに向けた検討</li> <li>高齢化社会に向けた対応の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生向け説明会について <ul style="list-style-type: none"> <li>一部学生の分別マナーが守られていないため、継続した説明会の実施が必要である</li> </ul> </li> </ul>	△	△
<p>3 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進</p> <p>家庭ごみのほとんどを占める「燃やすごみ」の中には、資源化可能なものとしてお菓子の紙箱などの雑紙やプラスチック製容器包装がまだ多く含まれており、ごみ減量にはこれらの分別徹底に力を入れることが有効です。雑紙とプラスチック製容器包装の分別方法を分かりやすく広報するなど、周知徹底に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑がみ減量に向けた啓発イベント（環境フェアなど）での啓発</li> <li>チラシ・啓発グッズの配布</li> <li>分別釣り堀ゲームの実施</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント時に楽しみながら学べるよう、ゲームなどで雑がみなど分別制度の周知を図った</li> <li>燃やすごみに含まれる資源物（古紙類）の割合（H24：14.6%⇒H27：13.6%）</li> <li>プラマーク容器包装の異物混入率（H24：14.3%⇒H27：9.9%）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞紙や段ボールと違い、資源化できる雑がみ、また対象となる種類についての認識が低く、区役所などと連携した周知方法の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑がみについて <ul style="list-style-type: none"> <li>分別ルール（対象物・出し方など）について、さらなる周知徹底を図ってほしい</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<p>4 ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進</p> <p>巻広域におけるごみ分別制度については早期に統一ができるよう、一層の住民理解の促進に努めます。プラスチック製容器包装の分別については、多くの住民が理解を示しているため、平成24年4月から制度化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巻広域地区でのプラマーク容器包装の分別収集制度化（H24）</li> <li>巻広域地区での燃やすごみ・燃やさないごみの分別統一に向けたモデル事業の開始（H28.6）</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業参加率 巻広域地区世帯の約7割（H28）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>巻広域の住民の理解を得ながら、平成30年度の全市におけるごみの分別統一に向け、モデル事業を継続していく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度分別統一に向けた巻広域モデル事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業実施前後のごみ分別における変化が不透明（モデル実施地区でも分別が徹底されていないのではないか）</li> <li>モデル地区での未分別の状況については、コミュニティ協議会等を通じた周知が必要</li> <li>地域とクリーンにいがた推進員が一体となり、分別統一に向けた連携が必要</li> </ul> </li> </ul>	○	○
基本施策2 意識啓発・環境教育の推進	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
<p>1 幅広い年齢層への環境教育の充実</p> <p>3R意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会等に対する支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学4年生を対象とした副読本「ごみてなあに？」の配布 7,610部（H27）</li> <li>小学4年生を対象としたバクカー車による出前講座の実施</li> <li>小学校を対象とした清掃ポスターコンクールの実施</li> <li>施設見学の受付（6施設）</li> <li>資源再生センター（エコプラザ）における体験講座やイベント等の開催（環境フェスティバルの開催や図書・DVD・ビデオ、施設の貸出し）</li> <li>未就学児・小学校低学年向け出前講座の実施</li> <li>学習教材（絵本・DVD）の製作（H24）</li> <li>施設見学映像の製作（H24）</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学4年生：実施校数（H24：11校、553人⇒H27：42校、2,124人）</li> <li>未就学児：利用施設数（H24：17校、1,193人⇒H27：54校、3,489人）</li> </ul> </li> <li>施設見学 <ul style="list-style-type: none"> <li>見学者数（H24：10,936人⇒H27：10,061人）</li> </ul> </li> <li>出前講座の開催や教材（副読本や絵本、DVD）などを活用し啓発することで、こどもから大人まで幅広い年齢層の方にごみに関して学習する機会を設けることができ、出前講座の利用者も増加した</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座の利用施設が固定してきた傾向にあるため、学校・施設・団体等の拡大と講座内容の見直しが必要</li> <li>資源再生センター（エコプラザ）の利用者数拡大に向けた取組みの検討</li> <li>学習教材を利用する機会が固定化しているため、あらたな活用方法の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育の充実化 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学などを活用し、直接ごみ処理施設の現場を見学することで、ごみ減量意識の向上を目指す</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<p>2 地域における意識啓発・環境教育活動の推進</p> <p>地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取り組みがより頻繁に行われるよう働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース食器普及モデル事業の開始（H26） <ul style="list-style-type: none"> <li>（使い捨て容器の削減とリユース食器普及のため、イベントでのリユース食器の利用を促す）</li> </ul> </li> <li>地域活動補助金＜環境関連活動の支援＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>（地域課題の解決・地域コミュニティ活動の活性化を図る活動等に対して補助金を交付）</li> </ul> </li> <li>ごみ出し支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ごみ出しが困難な世帯を対象に、ごみ出し支援を行う団体に対して支援金を交付）</li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リユース食器利用件数（H26：54件⇒H27：59件）</li> <li>地域活動補助交付件数（H24：556件⇒H27：436件）</li> <li>ごみ出し支援事業登録団体数（H24：103団体⇒H27：149団体）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨て容器が身近で安価に購入できるため、リユース食器普及のため制度の周知と広報の強化が必要</li> <li>地域での活動を継続して支援するため、利用しやすい事業への見直しが必要</li> <li>今後の高齢化社会に向け、ごみ出し支援団体増加のため、福祉部局と連携しながら事業の拡大を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース食器普及モデル事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発の強化及び利用者の拡大、リユース業者数増への検討</li> </ul> </li> </ul>	○	○

基本施策3 3R・生ごみ減量の推進	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 マイバッグ運動などリデュースの推進</p> <p>3Rのうちもっとも優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対し様々な方法により働きかけを行います。</p> <p>小売店舗等に対しごみを出さない商品提供を積極的に行うよう働きかけ</p> <p>マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動の推進</p> <p>マイボトルやマイ箸の利用について市民への普及推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3R優良事業者認定制度」の開始(H25)</li> <li>※「ごみ減量化・資源化協力店制度」からの移行(取組み内容に応じて事業者を2段階で評価し認定) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度末現在：トップカンパニー 72事業所</li> <li>パートナーカンパニー 7事業所</li> </ul> </li> <li>マイボトルキャンペーンの実施(H24) <ul style="list-style-type: none"> <li>(使い捨て容器削減とマイボトル普及のため、市民・事業者・市が連携したキャンペーンを実施)</li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内での取り組みに限らず、市民(顧客)へのごみ減量への取組みについても積極的に実施するよう啓発することができた</li> <li>マイボトルキャンペーンを毎年実施することで、マイボトルの普及と認知が図られ、継続利用に繋がった <ul style="list-style-type: none"> <li>参画店(H24:140店⇒H27:180店)</li> <li>応募者数(H24:362人⇒H27:1,048人) ※H26以降、複数回応募可</li> </ul> </li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートなどを活用し、マイボトルの普及率について検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラマーク容器包装について <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装は商品輸送等に必要ではあるが、一部過剰包装の商品もあり</li> <li>汚れたプラマーク容器包装が焼却されている現状を、市民に周知する必要がある</li> <li>●プラマーク容器包装に出されているレジ袋があるため、資源物(ペットボトルなど)排出用での再利用や不要なレジ袋はもらわないことを周知してほしい</li> </ul> </li> <li>●マイボトルキャンペーンについて <ul style="list-style-type: none"> <li>●景品の見直し(景品の品目の多様化)</li> </ul> </li> <li>●マイ箸について <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイ箸のPR強化</li> </ul> </li> </ul>	△	△
<p>2 古布・古着などのリユースの推進</p> <p>古布・古着の拠点回収の利用を向上させるほか、リサイクルプラザや廃棄物処理施設における家具などの修理・展示提供を行う「リサイクル提供事業」のさらなる周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古布・古着拠点回収(各区1カ所:計8カ所)</li> <li>リサイクル提供事業(3カ所で実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>※資源再生センター(エコプラザ)、新田清掃センター、鋸渕クリーンセンター(市民から回収した不用品の清掃・簡単な補修を行い、展示後抽選で市民に無償提供)</li> <li>リサイクル品回収費(200円)の無料化(H28)</li> <li>リサイクル情報登録バンク(1カ所で実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>※資源再生センター(エコプラザ)(家庭の不用品に関する情報を登録し、交換の仲介を行う)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古布・古着の回収量の増(H24:134t⇒H27:185t)</li> <li>リユースに対する意識の定着 <ul style="list-style-type: none"> <li>エコプラザでのリサイクル提供事業申込者数(H24:10,793人⇒H27:12,434人)</li> </ul> </li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区分における古布・古着回収量の差が大きいため、拠点数の精査や時節を考慮した広報の検討が必要</li> <li>リサイクル提供事業では、粗大ごみとして出されるごみをリサイクル提供品としてもらえるようさらなる広報の強化と利便性の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古布・古着の拠点回収(8ヶ所)について <ul style="list-style-type: none"> <li>●土日・祝日など市民が持ち込みやすい時間帯の設定についての検討⇒「燃やすごみ」への混入が減少する</li> <li>●集団資源回収の活用促進(6円/kgの奨励金対象品目)</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<p>3 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進</p> <p>近年注目を浴びている使用済小型家電からのレアメタルを含む希少金属等の回収をはじめ、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化に応じた、リサイクルルートの構築を検討します。</p> <p>効率的な使用済小型家電の回収方法の検討及び実施</p> <p>使用済小型家電の回収に係る周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済小型家電拠点回収の開始(H24.6) 拠点数52ヶ所</li> <li>民間事業者との協定による使用済小型家電の宅配便回収の開始(H27.9)</li> <li>市民団体等が実施する集団資源回収活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>奨励金の交付(6円/kg)</li> <li>回収用具の貸付け及び譲与</li> <li>資源物保管用倉庫への補助</li> </ul> </li> <li>古紙拠点回収場所の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広いリサイクルの受け皿を確保するため、公共施設等にて資源物を回収(古紙、ペットボトル、乾電池、トレイ・透明パック、古布・古着)</li> <li>●家庭の廃天ぷら油を拠点回収し、BDFの原料等に活用。BDFを購入し公用車等で使用する(市の窓口29ヶ所、自治会等94ヶ所)</li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済小型家電や古紙、ペットボトルなどの資源物の拠点回収を継続することで、多様な排出機会を確保することができ、市民の利便性の向上を図ることができた</li> <li>使用済小型家電の回収量(拠点分H24:7t⇒H27:20t、宅配分5t)</li> <li>●集団資源回収の登録団体数の増加(H24:1,768団体⇒H27:1,836団体)</li> <li>●廃油回収量の増(H24:35,000ℓ⇒H27:38,000ℓ)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●拠点回収での資源物回収量が伸び悩んでいるため、広報や制度の見直しも踏まえた検討が必要</li> <li>●廃油の拠点回収事業における回収・運搬費用の増加。公用車や温水ボイラー以外でのBDFの利用方法についても検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> </ul>	○	○
<p>4 生ごみ減量を対象とした各種講座の開催、ガイドブックの配布やDVDの作成</p> <p>生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民・事業者と一体となって取り組むほか、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴を踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じます。なお、生ごみの堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないよう慎重な処理等に注意します。</p> <p>市民・事業者と一体となった生ごみ減量運動の推進</p> <p>農林水産部門と連携した生ごみリサイクル施策の検討</p> <p>市民農園等における生ごみ堆肥化講習等の実施</p> <p>生ごみの分別収集に向けた調査・研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品リサイクル地域活動支援事業(H24亀田地区にてモデル事業として開始) <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から出る生ごみを、生ごみ処理機を設置した各拠点に持ちこみ堆肥化する</li> <li>平成27年度には、拠点を市内3カ所(江南区・南区・西蒲区)に拡充</li> </ul> </li> <li>●各種講座の開催や「生ごみ減量&amp;活用ガイドブック」の配布、生ごみ減量DVDの製作(H26)</li> <li>●堆肥化容器(コンポスト容器・EMボカシ容器・電動生ごみ処理機)の補助制度や乾燥生ごみ拠点回収事業を継続実施</li> <li>●市オリジナルの段ボールコンポストを製作・販売を開始(H27.10)</li> <li>●食品リサイクルの推進に向けた調査・研究</li> <li>●ごみ組成調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>排出段階におけるごみと資源の組成を分析、燃やすごみに含まれる生ごみ量などから施策の効果を検証。今後の施策の基礎資料とする。(毎年の組成に大きな変化が見られないため、H28・29は休止)</li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品リサイクル地域活動支援事業における生ごみ回収量(H24:1,057kg⇒H27:4,887kg)</li> <li>●堆肥化容器等補助件数(H24:616基⇒H27:202基)</li> <li>●乾燥生ごみ回収量(H24:3,486kg⇒H27:3,596kg)</li> <li>●段ボールコンポスト販売数(H27:240個)</li> <li>●燃やすごみに含まれる生ごみの割合(H24:41.7%⇒H27:39.6%)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●堆肥化容器等の補助器数が減少しているため、広報の強化を図る</li> <li>●電動生ごみ処理機購入補助者における、乾燥生ごみ拠点回収事業の利用</li> <li>●段ボールコンポストの認知度の低さと販売拠点の拡充について検討</li> <li>●さらなる生ごみ減量を推進するため、食品ロスへの取組みなど、関係機関と連携して推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆肥化容器の補助制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>●伸び悩む申請件数について、問題の把握が必要</li> </ul> </li> <li>●生ごみ関連対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品ロス対策の検討</li> <li>●様々な取組みを推進してきたことは評価できるが、今後は事業効果の点も考慮しながら、事業内容を精査した見直しが必要</li> </ul> </li> </ul>	△	○
基本施策4 市民・事業者・市の協働した体制づくり	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
<p>1 クリーンにいがた推進員制度の充実</p> <p>クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となった3R運動を展開します。推進員を対象とした研修会やリサイクル施設の施設見学会を継続し、制度のさらなる充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クリーンにいがた推進員制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみ減量制度を円滑に実施することを目的に発足したクリーンにいがた推進員に対し、研修会と施設見学会を実施(研修会:51回、3,268人 施設見学:19回、473人)</li> <li>クリーンにいがた推進員 1,783自治会 5,732人(H27)</li> </ul> </li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における活動内容に差はあるものの、地域のリーダーとしての役割を担い、新ごみ減量制度の効果的な実施に繋がっている</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●任期が1年のため、年に約4割の推進員が入れ替わる。毎年研修会等を行うことで、ごみ分別の正確な情報の普及を行うことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クリーンにいがた推進員制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>●推進員の活動内容についての周知</li> <li>●研修会のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<p>2 三者協働による推進体制の整備</p> <p>市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めます。また、NPOなどの市民団体やボランティア団体などとも連携しながら取り組みます。</p> <p>ごみ減量化・資源化協力店制度の充実</p> <p>小売店舗等が実施するイベント等との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ごみ減量化・資源化協力店制度」(H25.3末163店舗)から、平成25年度「3R優良事業者認定制度」へ移行(再掲)</li> <li>●イオンとの「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結(H25.4)</li> <li>●「ごみ減量リサイクル・推進月間」におけるスーパーマーケットでの資源物臨時回収の実施(H28)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不要なレジ袋削減のため、スーパーマーケットなどでのレジ袋の無料配布の廃止やポイントの付与、現金還元により、マイバッグの利用が浸透しつつある</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量とリサイクルを推進するため、市民・事業者・市の三者協働による推進体制の整備と新たな取組みに対する検討</li> <li>●高齢化社会に向けた取組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者への周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>●商品への過剰包装について、市民・事業者双方に、ごみ減量に関する意識の周知を行うべき</li> </ul> </li> </ul>	△	△

○：計画どおり実行し効果が表現、△：計画どおり実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×：計画どおり実施できず効果が不十分又は不明

**基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進**

資料1別紙

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本施策1 制度の周知徹底	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 制度のより分かりやすい周知手法の検討</p> <p>中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドライン」を見直すなど、より分かりやすい周知手法を検討します。</p> <p>2 排出事業者訪問指導の強化</p> <p>排出事業所に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、制度の周知徹底を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドライン」を平成25年度に改訂し、「事業系廃棄物処理ガイドライン」を策定 平成26年度運用開始、平成27年度本格実施</li> <li>事業者への説明会等による指導1,106件(H26)</li> <li>排出量の多い事業者に対し、訪問指導の実施(H28以降は「減量計画書」の対象となる事業用大規模建築物を対象に訪問指導を実施)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみ排出量の間目標を前倒して達成(H28目標79,300t H27実績78,224 t)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる分別制度の普及推進のため、小規模事業者の負担など、実態に即した効果的な対策の検討が必要</li> </ul>		○	○
基本施策2 排出事業者のごみ減量への動機付け	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 優良事業者を評価する環境の整備</p> <p>ごみ減量に関する優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、社会で積極的に評価する環境を整備します。</p> <p>2 ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案</p> <p>排出事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう、コスト削減につながる方法を検討し提案していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3R優良事業者認定制度」の開始(H25)(再掲) ※「ごみ減量化・資源化協力店制度」からの移行(取組み内容に応じて事業者を2段階で評価し認定) 平成27年度末現在：トップカンパニー 72事業所 ：パートナーカンパニー 7事業所</li> <li>平成25年度に改定した「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用したごみ減量の推進(再掲)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した活動を推進する事業者を優良事業者として認定、その活動を市が広報することで、事業者の活動を促進した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する「3R優良事業者認定制度」の周知徹底</li> <li>制度導入当初多かった申請・認定件数が近年減少しているため、制度の普及と見直しについて検討が必要</li> <li>事業者に対するごみ減量への動機づけとなる取組みの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量によるコスト削減の提案について <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用しながら、事業者への提案も進めてほしい</li> </ul> </li> <li>「3R優良事業者認定制度」について <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知の強化</li> <li>制度、認定事業者の取組みの見える化の推進</li> </ul> </li> </ul>	△	△
基本施策3 分別及び資源化の促進に向けた誘導	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 古紙搬入規制の徹底</p> <p>排出事業者への古紙搬入規制の周知を徹底し、廃棄物処理施設における搬入物の展開検査を強化します。</p> <p>2 びん・缶の搬入規制</p> <p>資源化可能で保管しやすいびん・缶の廃棄物処理施設への搬入規制を検討し、資源化へ誘導します。</p> <p>3 食品リサイクルシステムの構築</p> <p>事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物の資源化を進めるため、食品リサイクルシステムの構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙搬入規制における可燃ごみの展開検査を実施 週3回実施(平成26年度までは週2回)</li> <li>びん・缶の資源化を推進するため、不燃ごみの展開検査を実施</li> <li>学校給食残渣の資源化を推進するため、堆肥化を継続するとともに、平成24年度から飼料化事業を開始、多様な資源化ルートを構築した</li> <li>生成された堆肥は、市民への無償配布(舞平清掃センター)や農家に販売(民間処理施設)されている</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不燃ごみに含まれるびん・缶、産業廃棄物等の混入については、展開検査で十分な成果が確認できたため、平成27年度末にて終了</li> <li>(事業系)不燃ごみに含まれるびん・缶の割合(H24：びん10.0%、缶10.6%⇒H27：びん1.1%、缶0.1%)</li> <li>市内直営の全給食実施校において飼料化又は堆肥化を実施(H27実績：飼料化36校・園：回収量78t、堆肥化116校・園：回収量385t)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみに含まれる古紙の分別を推進するため、引き続き展開検査(可燃ごみ)を実施する</li> <li>国は食品循環資源が最も有効に活用できる手段を飼料化としており、堆肥化から飼料化への切り替えを促進するため、関係者との調整が必要</li> <li>食品廃棄物のさらなる資源化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙類について</li> <li>紙類(古紙類)の資源化を推進し、さらなるごみの減量に繋げていく</li> </ul>	△	△
基本施策4 産業廃棄物の混入防止	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局(案)	審議会
<p>1 産業廃棄物の搬入規制の強化</p> <p>市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣(主として食品廃棄物)や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合があるため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと分別して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の搬入禁止チラシの作成 3,000部(H24)</li> <li>不燃ごみの展開検査開始：新田清掃センター(H25)(再掲)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(事業系)不燃ごみに含まれるプラスチック類の割合(H24：56.5%⇒H27：1.6%)</li> <li>水銀・鉛混入防止対策 混入率(H24：1.84%⇒H27：0.03%) ※H26から事業系特定5品目の混入率</li> <li>不燃ごみにおける展開検査を終了(H27末)(再掲)</li> </ul>		○	○

○：計画どおり実行し効果が表現、△：計画どおり実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×：計画どおり実施できず効果が不十分又は不明

## 基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ほい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本施策1 ごみ集積場における違反ごみ対策	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局（案）	審議会
<p>10種13分別について、一部の分かりにくい分別区分の呼称を見直すとともに、より分かりやすく工夫したパンフレットを配布することなどにより、分別方法や排出方法の広報・啓発を強化します。</p> <p>また、地域と連携したごみ出しマナーの向上を図るとともに、ごみ集積場の設置などに対する支援などを通じ、ごみ出しルールが守られる環境整備を進めます。</p> <p>さらに、特にごみ出しマナーが改善しない地域においては、重点的な指導・啓発活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別呼称の見直し（プラスチック製容器包装⇒プラマーク容器包装、有害危険物⇒特定5品目）</li> <li>クリーンにいがた推進員と連携したごみ分別指導の継続実施</li> <li>ごみ集積場の設置や修繕、看板設置への補助やごみ集積場に設置する曜日看板や違反ごみ排出禁止看板を作成、自治会等に配布</li> <li>大学等新入生を対象としたごみ分別制度の説明会の実施、パンフレットの配布（再掲）</li> <li>「飲食用・化粧品びん」排出促進のため、収集用コンテナの洗浄を実施</li> <li>ごみ集積場での早朝巡視による分別指導と不法投棄物の回収</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分別呼称の見直しにより、間違いやすい分別区分の正しい認識に繋がった</li> <li>研修会や施設見学を通じて、クリーンにいがた推進員における新ごみ減量制度の知識が深まった</li> <li>ごみ集積場への各種補助制度は自治会からの要望も高く、利用しやすい集積場を維持することで、違反ごみの減少に繋がった</li> <li>新入生向け説明会の際に本市のごみ分別を説明することで、転入者などに分別制度を周知する機会を得ることができた</li> <li>自治会等からの要望や巻広域地区分別モデル事業の開始に伴い早朝巡視を実施。違反ごみの抑制と集積場の清潔の保持に繋がった</li> <li>違反ごみシールの貼付枚数（H24：351,767枚⇒H27：292,978枚）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラマーク容器包装など分別ルールがわかりにくい区分については、さらなる周知徹底が必要</li> <li>クリーンにいがた推進員の各地域での活動内容に差があるため、事例などを情報共有することで地域の平準化を図る</li> <li>折りたたみ式集積場や看板などは、経年劣化による定期的な交換が必要</li> <li>共同住宅など違反ごみや分別マナーが徹底されない地域があるため、さらなる啓発が必要</li> <li>全自治会・町内会及び全種類のごみに対する巡視の実施に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反ごみシールについて <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・町内会毎に違反ごみに対する取扱いに差があるため、正しい対応方法を示してほしい。（排出者への周知のために数日間そのまま集積場に置く、または、ボランティア袋を利用するかは、自治会・町内会に任せている）</li> </ul> </li> <li>●新入生向け説明会について <ul style="list-style-type: none"> <li>大学等を連携した啓発活動は重要のため、実施校への説明会実施の拡大を図ってほしい</li> <li>ごみ分別アプリの活用周知</li> </ul> </li> </ul>	○	○
基本施策2 ごみ資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
<p>市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化します。</p>	<p>※「ごみ集積場からのごみの持ち去り禁止」条例 平成23年6月28施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持ち去り禁止看板の設置</li> <li>清掃事務所による集積場の持ち去り防止巡視パトロール（3班構成：午前6時から正午まで）</li> <li>ごみ集積場の持ち去り情報など現状把握に努め、持ち去り行為常習者に対し、適切に対処した（警告書・禁止命令書の発行など）</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの持ち去り通報件数の減（H23：140件⇒H24：20件⇒H27：12件）</li> <li>持ち去り常習者には、警告書等の発行や刑事告発等の手続きを実施することで、安心・安全なごみ集積場が確保できた</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持ち去り行為に対する効果的な周知方法の検討</li> </ul>		○	○
基本施策3 地域と連携した美化活動・ほい捨て等防止活動の推進	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
<p>地域一斉清掃や自主的な美化活動を促進し、地域住民の意識の向上を図ることにより、地域の生活環境の保全に努めます。</p> <p>また、ほい捨て等及び路上喫煙防止に関する条例のさらなる制度周知を図るとともに、引き続き環境美化指導員による定期巡視を行うことにより、ほい捨て等行為の減少を目指します。</p>	<p>※「新潟市ほい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」平成20年10月1日施行 過料1,000円適用開始 平成21年1月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化指導員による巡視・指導（6人：2人1班体制）</li> <li>路上喫煙やほい捨てごみ量の調査</li> <li>路面シールの管理（点検・貼り替え）</li> </ul> <p>・各区や海岸で一斉清掃の際に、軍手やごみ袋の配布、トンゴの貸出しを行った</p> <p>・環境美化奉仕活動への表彰</p> <p>・自治会など地域団体が行う清掃活動に経費の一部を補助するとともに、市で処理できない不法投棄物の処理費用を補助</p> <p>・不法投棄対策として、看板設置や監視カメラの貸出し、多発地点においては夜間早朝パトロールを実施（2人1班体制：年間240日実施）</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過料徴収件数の減（H24：51件⇒H27：17件）</li> <li>ボランティア清掃参加者数の増（H24：129,445人⇒H27：147,608人）</li> <li>地域における環境美化運動を行う個人や団体を表彰することで、環境意識への向上に繋がった</li> <li>地域清掃等補助申請件数の増（H24：515件⇒H27：622件）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的なパトロール体制の見直し</li> <li>一部の繁華街では、他の地域に比べ路上喫煙率の減少が少なく、また年末年始や帰省時期、観光客に対する条例の周知徹底が必要</li> <li>ボランティア清掃参加者の増加と若年層への環境美化意識の促進</li> <li>環境美化奉仕活動表彰の周知を図り、全区の幅広い団体からの推薦拡大に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア清掃について <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア清掃、一斉清掃の開催内容（日時・場所）の情報を公表し、見える化してほしい（効率的な清掃の促進：同一場所での開催回避）</li> </ul> </li> <li>●路上喫煙の防止に関する条例について <ul style="list-style-type: none"> <li>周知の強化</li> </ul> </li> </ul>	○	○

○：計画どおり実行し効果が表現、△：計画どおり実施（一部実施を含む）したが効果が不十分、×：計画どおり実施できず効果が不十分又は不明

## 基本方針4 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

基本施策1 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局（案）	審議会
現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、経費削減を図るため収集運搬業務のさらなる効率化を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新津地区における家庭系「燃やすごみ」を亀田清掃センターへ搬入（H25-27）</li> <li>新津クリーンセンター廃止（H27末）、中継化施設に伴う搬入先変更</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみ減量制度の開始に伴い焼却ごみが減少する中で、安定的かつ効率的な体制整備及び焼却ごみの集約化により稼働率が上昇した 全焼却施設の稼働率 H24：79%⇒H28（見込）：86% ※亀田清掃センター H24：86%⇒H28（見込）：94%</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ量の変動に伴う収集体制についての検討</li> </ul>		○	○
基本施策2 効率的な適正処理・処分の実施	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局（案）	審議会
平成24年度から供用開始となる、新田清掃センター焼却施設及び第4赤塚埋立処分地の適正な運用を行うとともに、同センター焼却施設においては施設稼働後のコスト等の検証を行います。また、老朽化した施設については必要に応じ長寿命化の検討を行うとともに、設備の更新にあたっては地球温暖化対策の観点から、温室効果ガスの削減に取り組みます。なお、資源化の推進については、引き続き民間処理業者の充実・育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の委託化（新田清掃センター焼却施設及び第4赤塚埋立処分地）</li> <li>施設の長寿命化及び低炭素化（施設更新：新田清掃センター、基幹改良工事：亀田清掃センター、施設廃止：新津クリーンセンター）</li> <li>水銀、鉛含有ごみ混入防止のため、小型家電のピックアップ開始（H24）</li> <li>埋立処分地延命化のため、熔融スラグの有効利用</li> <li>資源化を推進するため、巻広域地区粗大ごみの搬入先を銚淵クリーンセンターから新田清掃センターへ変更</li> <li>プラマーク容器包装、ペットボトルなどの資源物を民間業者に委託、資源化を推進</li> <li>（古紙）行政収集から集団資源回収移行へのモデル事業実施（H26）</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の委託化による計画的な管理と経費節減 （節減…新田：H20⇒H24 △3千円/t、赤塚：H23⇒H24 △7千円/t）</li> <li>CO2削減効果（新田施設更新 H23：2,982t-CO2⇒H24：428t-CO2）</li> <li>熔融スラグの全量利用</li> <li>集団資源回収への移行による行政収集の廃止（モデル地区：秋葉区、南区の一部）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の委託化における、業務の適正な執行状況について、継続的に確認を行う体制の維持</li> <li>小型家電の全量ピックアップに向けた検討</li> <li>高品質な資源物の確保</li> <li>集団資源回収の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熔融スラグの有効利用について</li> <li>●熔融スラグを道路資材などに有効利用するときは、環境に配慮すること</li> <li>◆課題</li> <li>●「施設の委託化における、業務の適正な執行状況についての検証が必要」とあるが、委託化に問題がなく、現在検証も実施しており、今後何か取り組む必要がないのであれば、表現を見直した方がよい</li> </ul>	○	○
基本施策3 廃棄物処理施設のあり方の検討	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局（案）	審議会
市民のごみ減量化の努力により大幅にごみ量が減少し、廃棄物処理施設の稼働率が低下しています。また、今後少子高齢社会の進展により、ごみのさらなる減少が進むことが予想されます。このような状況において、効率的な施設運営を行うため、廃棄物処理施設のあり方を検討し、既存施設の老朽度、稼働状況等を総合的に勘案しながら施設の統廃合（中継施設化を含む）を進めます。なお、施設の統廃合にあたっては、これによる影響を慎重に見極めつつ、市民の利便性の確保を優先することとし、新たな処理体制の構築と併せ、収集運搬体制の見直しを図ります。また、最新のリサイクル技術の動向を注視し、必要に応じ処理施設の整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合 H24.3.31：白根グリーンタワー焼却施設を廃止し中継施設化 H27.3.31：新津クリーンセンター焼却施設・破砕施設を廃止し中継施設化</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全焼却施設の稼働率 H23：68%⇒H24：79%⇒H28：86%（見込）</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ量の変動及び施設の適正配置を踏まえた統廃合の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時について</li> <li>●発災時に対応できるようあり方を検討してほしい</li> </ul>	○	○
基本施策4 大規模災害に備えた事前の体制整備	これまでの取組み	効果・課題	清掃審議会における意見等	評価	
				事務局（案）	審議会
巨大地震とそれに伴う大津波の発生や河川の氾濫による水害といった、複合的かつ大規模な災害に迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。また、避難所等におけるトイレ対策においては、高齢者や障がい者、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となる体制を整備します。さらに、事前の体制整備においては、他の防災関連計画との整合を図りつつ、市の組織全体で真に実効性が確保された体制となるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟市災害廃棄物処理計画」の策定（H27）</li> <li>「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」の締結（H25） 【協定先】新潟市清掃委託連絡会（加盟24業者）</li> <li>「災害時応急対策マニュアル」の策定（H25）</li> <li>プレス式塵芥車の導入</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時に廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物発生量の推計や処理フローを示した「新潟市災害廃棄物処理基本計画」を策定した</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>し尿・浄化槽、産業廃棄物業者等との協定締結についての検討</li> <li>市職員への周知及び関係機関（事業者等）と連携した災害対応訓練の実施</li> <li>他都市との応援・連絡体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生時の対応について</li> <li>●2焼却施設の廃止によりH28稼働率は上昇する予定だが、大規模災害時には近隣市町村との広域処理を踏まえて、災害廃棄物を適切に処理できるよう整備しておいてほしい。</li> </ul>	○	○

○：計画どおり実行し効果が表現、△：計画どおり実施（一部実施を含む）したが効果が不十分、×：計画どおり実施できず効果が不十分又は不明